

令和 6 年度 運輸安全報告書



愛媛バス株式会社

令和 7 年 4 月 20 日作成

【輸送の安全に関する基本的な方針】

1. 「輸送の安全の確保が事業経営の根幹」である事を全従業員が認識する
2. 輸送の安全に関する法令及び規則を遵守し、安全安心な輸送を提供する
3. 輸送の安全に関する P・D・C・A サイクルを実施し、全社員が一丸となって業務を遂行する事により安全の向上に努める
4. 輸送の安全に関する情報について積極的に公表する

【輸送の安全に関する目標及び達成状況】

令和 6 年度 輸送の安全に関する目標

1. 有責重大事故 0 件

(令和 6 年度発生件数 0 件)

2. 飲酒・酒気帯び運転 0 件

(令和 6 年度発生件数 0 件)

3. 有責物損事故 0 件 (但し 1 件当り 10 万円未満を除く)

(令和 6 年度発生件数 2 件)

4.有責車内事故 0 件

(令和 6 年度発生件数 0 件)

【自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計】

第 1 項 (転覆・転落・火災・踏切)・・・0 件

第 2 項 (10 台以上の衝突又は接触)・・・0 件

第 3 項 (死者・重傷者)・・・0 件

第 4 項 (10 人以上の負傷者)・・・0 件

第 5 項 (飛散・漏洩)・・・0 件

第 6 項 (コンテナ落下)・・・0 件

第 7 項 (操縦装置・扉の不適切)・・・0 件

第 8 項 (酒気帯び・無免許運転)・・・0 件

第 9 項 (疾病による運行中止)・・・0 件

第 10 項 (救護義務違反)・・・0 件

第 11 項 (車両故障)・・・0 件

第 12 項 (車輪の脱落)・・・0 件

第 13 項 (3 時間以上本線において鉄道車両の運転を休止)・・・0 件

第 14 項 (高速道路事故 3 時間通行止め)・・・0 件

第 15 項（特別な報告）・・・0 件

【行政処分後の改善状況等】

●行政処分の内容

無し

●改善状況等

無し

【輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置】

●輸送の安全の為に講じた措置

・安全統括管理者、統括運行管理者は毎年運行管理者 一般講習を受講しました

・運行管理者は 2 年に 1 回 運行管理者 一般講習を受講しました

・冬季にタイヤチェーン装着研修を実施しました

・一部ドライバーが日帰り人間ドック・脳ドックを受診しました

●輸送の安全の為に講じようとする措置

- ・法令等の変更に対応する為に安全統括管理者・統括運行管理者は毎年運行管理者 一般講習を受講する
- ・タイヤチェーン装着研修の実施
- ・ヒヤリハット情報を多く提供した者を表彰する
- ・ドライバーの健康管理・健康意識向上の為に、人間ドック等を受診する



【輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制】

重大事故発生時報告及び連絡図

①負傷者救護・
後続車に合図



②乗客を安全な場所へ避難



③警察・消防(救急)・道路緊急ダイヤルへ連絡
日時・場所・死傷者数・負傷程度・損壊物及び
損壊程度・車両積載物・講じた措置



④統括運行管理者へ連絡



⑤社長・関係運輸局へ連絡

会社(統括運行管理者)

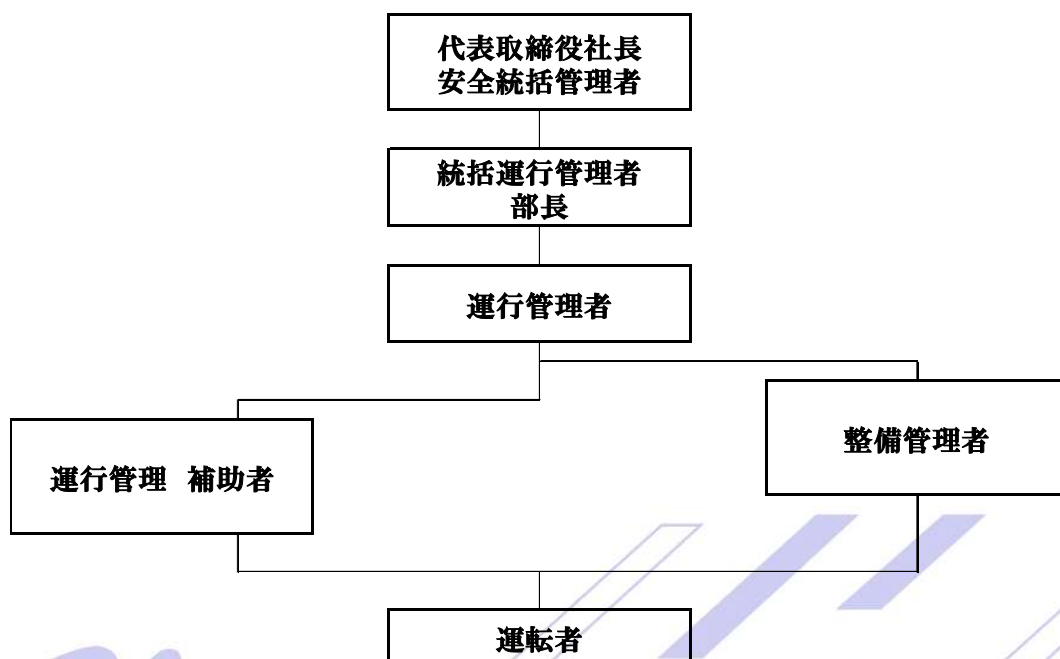
- ① 事故速報(24 時間以内)
- ② 事故報告書(30 日以内)
- ③ 社内用事故記録簿作成

報告事項(わかっている範囲で 24 時間以内に速報)

- ① 事業者名
- ② 事業形態
- ③ 発生日時
- ④ 発生場所
- ⑤ 事故車の登録番号
- ⑥ 死者・重症者及び負傷者数
- ⑦ 事故概要
- ⑧ 情報入手先
- ⑨ その他判明している情報
- ⑩ 緊急連絡担当者名・連絡先

※追加情報あれば随時報告する

運行管理体制・指揮命令系統の組織図



【輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況】

- 乗車中の乗客の安全を確保する為に留意すべき事項

【2024 年 12 月 17 日実施】

- 旅客が乗降する時の安全を確保する為に留意すべき事項

【2024 年 7 月 29 日実施】

- 健康管理の重要性 【2024 年 5 月 27 日実施】

- 異常気象時における対処方法 【2024 年 7 月 29 日・2025 年 2 月 13 日実施】

●交通事故に係る運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対象方法 【2024 年 5 月 27 日実施】

●主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況 【2024 年 8 月 31 日実施】

●危険の予測及び回避並びに緊急時における対処方法
【2024 年 8 月 31 日実施】

●安全性の向上を図る為の装置を備える事業用自動車の適切な運転方法 【2025 年 3 月 3 日実施】

●非常用信号用具、非常口、消火器の取り扱い
【2024 年 12 月 17 日実施】

●事業用自動車を運転する場合の心構え
【2024 年 8 月 2 日実施】

●事業用自動車の運行の安全・旅客の安全を確保する為に遵守すべき基本的事項 【2024 年 8 月 2 日実施】

●運転者の運転特性に応じた安全運転
【2025 年 3 月 3 日実施】

●事業用自動車の構造上の特性 【2025 年 1 月 10 日実施】

●ドライブレコーダーの記録を利用した運転者特性に応じ

た安全運転 【2025 年 3 月 3 日実施】

【輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置】

内部監査 2025 年 3 月 31 日実施

監査員：石田昌章を任命し、毎年社長に対し内部監査を実施

●内部監査の指摘事項

・安全項目に関し点検し問題があった項目に対し改善できていない点がある

●講じようとする措置

・外部が主催する教育訓練の実施状況を記録してデータ保存する

・安全に向けた取り組みの点検の実施状況を記録してデータ保存する

【安全管理規定】

愛媛バス株式会社 安全管理規程

平成 25 年 10 月 7 日制定

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般貸切旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
- 3 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、下請事業者の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制 (社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 運行管理者
- 二 整備管理者
- 三 その他必要な責任者

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法 (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第九条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十一条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 経営トップは、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 経営トップは、自ら又は経営トップが指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 経営トップは、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十四条 運行管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十五条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全管理規定、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査の結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十六条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、

報告連絡体制、事故、災害等の報告、運行管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

【安全統括管理者】

平成 25 年 10 月 7 日 森川和俊を安全統括管理者に選任

